

昭和四十年政令第百八十五号

小規模企業共済法施行令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第五号及び第十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（小規模企業者の範囲）

第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）

第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
二 娯楽業 二十人

2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの
二 協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

第二条 法第九条第三項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第二欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第三欄に掲げる金額とする。

（分割支給率）
第三条 法第九条の三第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- 一 分割支給期間が十年の場合 千分の十七
二 分割支給期間が十五年の場合 千分の十二
五に経済産業大臣の定める率を加えて得た率
に経済産業大臣の定める率を加えて得た率

（解約手当金）
第四条 法第十二条第三項第一号の政令で定める割合は、別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 法第十二条第四項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の第四欄に掲げる金額とする。

附則 抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二十八日政令第二一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年九月十八日政令第二九八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十八号）の施行の日（昭和四十二年九月二十日）から施行する。

附則（昭和四十七年六月十五日政令第二二二号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年三月一〇日政令第三一四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十五年九月二九日政令第二四二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（解約手当金の割合に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前に効力を生じた共済契約（小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する共済契約をいう。以下同じ。）のうちこの政令の施行前に法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたものとみなされたもの（当該共済契約に係る共済契約者（法第二条第三項に規定する共済契約者をいう。以下同じ。）が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものに限る。）に係る法第十二条第三項第二号の政令で定める割合については、なお従前の例による。

附則（平成二二年六月二一日政令第一七三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（解約手当金の割合に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前に効力を生じた共済契約（小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する共済契約をいう。以下同じ。）のうちこの政令の施行前に法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたものとみなされたもの（当該共済契約に係る共済契約者（法第二条第三項に規定する共済契約者をいう。以下同じ。）が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたものに限る。）に係る法第十二条第三項第二号の政令で定める割合については、なお従前の例による。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）抄
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）抄
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）抄
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三〇日政令第八六号）抄
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月二三日政令第一五三三号）抄
この政令は、小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附則（平成二五年九月二九日政令第二七六号）抄
この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附則（平成二六年一月七日政令第二七号）抄
この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の小規模企業共済法施行令第三条第一号の規定は、小規模企業共済法第九条の三第一項の規定によりこの政令の施行の日以後に共済契約者が行う請求により支給する共済金について適用し、同日前に行った当該請求により支給する共済金については、なお従前の例による。

別表第一（第二条、第四条関係）

Table with 4 columns: 第一欄, 第二欄, 第三欄, 第四欄. Rows represent months from 五月 to 三月, with corresponding numerical values for each column.

五月	二月六、二七〇二六、〇二一、四二四	円	二六、二七〇二六、〇二一、四二四
五二月	二六、八〇二六、五五〇二一、八七二	円	二六、八〇二六、五五〇二一、八七二
五三月	二七、三三〇二七、〇七〇二二、三一二	円	二七、三三〇二七、〇七〇二二、三一二
五四月	二七、八七〇二七、五九〇二二、七六〇	円	二七、八七〇二七、五九〇二二、七六〇
五五月	二八、四〇〇二八、一一〇二三、二〇〇	円	二八、四〇〇二八、一一〇二三、二〇〇
五六月	二八、九三〇二八、六四〇二三、六四八	円	二八、九三〇二八、六四〇二三、六四八
五七月	二九、四七〇二九、一六〇二四、〇八八	円	二九、四七〇二九、一六〇二四、〇八八
五八月	三〇、〇〇〇二九、六八〇二四、五三六	円	三〇、〇〇〇二九、六八〇二四、五三六
五九月	三〇、五三〇三〇、二〇〇二四、九七六	円	三〇、五三〇三〇、二〇〇二四、九七六
六〇月	三一、〇七〇三〇、七三〇二五、四二四	円	三一、〇七〇三〇、七三〇二五、四二四
六一月	三一、六一〇三一、二五〇二五、八七二	円	三一、六一〇三一、二五〇二五、八七二
六二月	三一、一五〇三一、七八〇二六、三二八	円	三一、一五〇三一、七八〇二六、三二八
六三月	三一、六九〇三一、三一〇二六、七八四	円	三一、六九〇三一、三一〇二六、七八四
六四月	三三、二三〇三一、八四〇二七、二四〇	円	三三、二三〇三一、八四〇二七、二四〇
六五月	三三、七七〇三三、三六〇二七、六八八	円	三三、七七〇三三、三六〇二七、六八八
六六月	三三、三二〇三三、八九〇二八、一四四	円	三三、三二〇三三、八九〇二八、一四四
六七月	三四、八六〇三四、四二〇二八、六〇〇	円	三四、八六〇三四、四二〇二八、六〇〇
六八月	三五、四〇〇三四、九五〇二九、〇五六	円	三五、四〇〇三四、九五〇二九、〇五六
六九月	三五、九四〇三五、四七〇二九、五〇四	円	三五、九四〇三五、四七〇二九、五〇四
七〇月	三六、四八〇三六、〇〇〇二九、九六〇	円	三六、四八〇三六、〇〇〇二九、九六〇
七一月	三七、〇二〇三六、五三〇三〇、四一六	円	三七、〇二〇三六、五三〇三〇、四一六
七二月	三七、五七〇三七、〇六〇三〇、八七二	円	三七、五七〇三七、〇六〇三〇、八七二

七三月	三八、一一〇三七、五九〇三一、三三六	円	三八、一一〇三七、五九〇三一、三三六
七四月	三八、六六〇三八、一一〇三一、八〇〇	円	三八、六六〇三八、一一〇三一、八〇〇
七五月	三九、二二〇三八、六五〇三二、二六四	円	三九、二二〇三八、六五〇三二、二六四
七六月	三九、七六〇三九、一九〇三二、七三六	円	三九、七六〇三九、一九〇三二、七三六
七七月	四〇、三一〇三九、七二〇三三、二〇〇	円	四〇、三一〇三九、七二〇三三、二〇〇
七八月	四〇、八六〇四〇、二五〇三三、六六四	円	四〇、八六〇四〇、二五〇三三、六六四
七九月	四一、四一〇四〇、七八〇三四、一二八	円	四一、四一〇四〇、七八〇三四、一二八
八〇月	四一、九六〇四一、三二〇三四、六〇〇	円	四一、九六〇四一、三二〇三四、六〇〇
八一月	四二、五一〇四一、八五〇三五、〇六四	円	四二、五一〇四一、八五〇三五、〇六四
八二月	四三、〇六〇四二、三八〇三五、五二八	円	四三、〇六〇四二、三八〇三五、五二八
八三月	四三、六一〇四二、九一〇三五、九九二	円	四三、六一〇四二、九一〇三五、九九二
八四月	四四、一六〇四三、四五〇三六、四六四	円	四四、一六〇四三、四五〇三六、四六四
八五月	四四、七一〇四三、九八〇三六、九三六	円	四四、七一〇四三、九八〇三六、九三六
八六月	四五、二七〇四四、五二〇三七、四一六	円	四五、二七〇四四、五二〇三七、四一六
八七月	四五、八三〇四五、〇六〇三七、八九六	円	四五、八三〇四五、〇六〇三七、八九六
八八月	四六、三九〇四五、六〇〇三八、三六八	円	四六、三九〇四五、六〇〇三八、三六八
八九月	四六、九四〇四六、一四〇三八、八四八	円	四六、九四〇四六、一四〇三八、八四八
九〇月	四七、五〇〇四六、六八〇三九、三二八	円	四七、五〇〇四六、六八〇三九、三二八
九一月	四八、〇六〇四七、二二〇三九、八〇〇	円	四八、〇六〇四七、二二〇三九、八〇〇
九二月	四八、六二〇四七、七六〇四〇、二八〇	円	四八、六二〇四七、七六〇四〇、二八〇
九三月	四九、一七〇四八、三〇〇四〇、七六〇	円	四九、一七〇四八、三〇〇四〇、七六〇
九四月	四九、七三〇四八、八四〇四一、二三二	円	四九、七三〇四八、八四〇四一、二三二

九五月	五〇、二九〇四九、三八〇四一、七一二	円	五〇、二九〇四九、三八〇四一、七一二
九六月	五〇、八五〇四九、九二〇四二、一九二	円	五〇、八五〇四九、九二〇四二、一九二
九七月	五一、四一〇五〇、四六〇四二、六八〇	円	五一、四一〇五〇、四六〇四二、六八〇
九八月	五一、九八〇五〇、〇〇〇四三、一六八	円	五一、九八〇五〇、〇〇〇四三、一六八
九九月	五二、五四〇五〇、五五〇四三、六五六	円	五二、五四〇五〇、五五〇四三、六五六
一〇〇月	五三、一一〇五二、〇九〇四四、一四四	円	五三、一一〇五二、〇九〇四四、一四四
一〇一月	五三、六七〇五二、六四〇四四、六三二	円	五三、六七〇五二、六四〇四四、六三二
一〇二月	五四、二四〇五三、一八〇四五、一二〇	円	五四、二四〇五三、一八〇四五、一二〇
一〇三月	五四、八一〇五三、七二〇四五、六〇八	円	五四、八一〇五三、七二〇四五、六〇八
一〇四月	五五、三七〇五四、二七〇四六、〇九六	円	五五、三七〇五四、二七〇四六、〇九六
一〇五月	五五、九四〇五四、八一〇四六、五八四	円	五五、九四〇五四、八一〇四六、五八四
一〇六月	五六、五〇〇五五、三六〇四七、〇七二	円	五六、五〇〇五五、三六〇四七、〇七二
一〇七月	五六、〇七〇五五、九〇〇四七、五六〇	円	五六、〇七〇五五、九〇〇四七、五六〇
一〇八月	五六、六四〇五五、四四〇四八、〇五六	円	五六、六四〇五五、四四〇四八、〇五六
一〇九月	五七、二一〇五六、九九〇四八、五五二	円	五七、二一〇五六、九九〇四八、五五二
一〇十月	五七、七八〇五七、五四〇四九、〇五六	円	五七、七八〇五七、五四〇四九、〇五六
一〇十一月	五八、三六〇五八、〇九〇四九、五五二	円	五八、三六〇五八、〇九〇四九、五五二
一〇十二月	五八、九三〇五八、六四〇五〇、〇五六	円	五八、九三〇五八、六四〇五〇、〇五六
一一一月	五九、五一〇五九、一九〇五〇、五五二	円	五九、五一〇五九、一九〇五〇、五五二
一一二月	五九、〇八〇五九、七四〇五〇、〇五六	円	五九、〇八〇五九、七四〇五〇、〇五六
一一三月	六〇、二六〇六〇、二九〇五〇、五五六	円	六〇、二六〇六〇、二九〇五〇、五五六
一一四月	六〇、八四〇六〇、八四〇五〇、〇五六	円	六〇、八四〇六〇、八四〇五〇、〇五六
一一五月	六一、四二〇六〇、三九〇五〇、五五六	円	六一、四二〇六〇、三九〇五〇、五五六
一一六月	六一、〇〇〇六〇、〇四〇五〇、〇五六	円	六一、〇〇〇六〇、〇四〇五〇、〇五六
一一七月	六一、五八〇六〇、六一〇五〇、五五六	円	六一、五八〇六〇、六一〇五〇、五五六
一一八月	六二、一六〇六〇、一六〇五〇、〇五六	円	六二、一六〇六〇、一六〇五〇、〇五六
一一九月	六二、七四〇六〇、七一〇五〇、五五六	円	六二、七四〇六〇、七一〇五〇、五五六
一二〇月	六三、三二〇六〇、二六〇五〇、〇五六	円	六三、三二〇六〇、二六〇五〇、〇五六

一一一月	六三、九〇〇六〇、八一〇五〇、五五六	円	六三、九〇〇六〇、八一〇五〇、五五六
一一二月	六四、四八〇六〇、三六〇五〇、〇五六	円	六四、四八〇六〇、三六〇五〇、〇五六
一一三月	六四、〇六〇六〇、〇一〇五〇、五五六	円	六四、〇六〇六〇、〇一〇五〇、五五六
一一四月	六四、六四〇六〇、六一〇五〇、〇五六	円	六四、六四〇六〇、六一〇五〇、〇五六
一一五月	六五、二二〇六〇、一六〇五〇、五五六	円	六五、二二〇六〇、一六〇五〇、五五六
一一六月	六五、八〇〇六〇、二六〇五〇、〇五六	円	六五、八〇〇六〇、二六〇五〇、〇五六
一一七月	六六、三八〇六〇、三六〇五〇、五五六	円	六六、三八〇六〇、三六〇五〇、五五六
一一八月	六六、九六〇六〇、四六〇五〇、〇五六	円	六六、九六〇六〇、四六〇五〇、〇五六
一一九月	六七、五四〇六〇、五六〇五〇、五五六	円	六七、五四〇六〇、五六〇五〇、五五六
一二〇月	六七、一一〇六〇、六六〇五〇、〇五六	円	六七、一一〇六〇、六六〇五〇、〇五六
一二一月	六七、六九〇六〇、二一〇五〇、五五六	円	六七、六九〇六〇、二一〇五〇、五五六
一二二月	六八、二七〇六〇、三一〇五〇、〇五六	円	六八、二七〇六〇、三一〇五〇、〇五六
一二三月	六八、八五〇六〇、四一〇五〇、五五六	円	六八、八五〇六〇、四一〇五〇、五五六
一二四月	六九、四三〇六〇、五一〇五〇、〇五六	円	六九、四三〇六〇、五一〇五〇、〇五六
一二五月	六九、〇一〇六〇、〇六〇五〇、五五六	円	六九、〇一〇六〇、〇六〇五〇、五五六
一二六月	六九、五九〇六〇、一六〇五〇、〇五六	円	六九、五九〇六〇、一六〇五〇、〇五六
一二七月	七〇、一七〇六〇、二六〇五〇、五五六	円	七〇、一七〇六〇、二六〇五〇、五五六
一二八月	七〇、七五〇六〇、三六〇五〇、〇五六	円	七〇、七五〇六〇、三六〇五〇、〇五六
一二九月	七一、三三〇六〇、四六〇五〇、五五六	円	七一、三三〇六〇、四六〇五〇、五五六
一二十月	七一、九一〇六〇、五六〇五〇、〇五六	円	七一、九一〇六〇、五六〇五〇、〇五六
一二十一月	七二、四九〇六〇、六六〇五〇、五五六	円	七二、四九〇六〇、六六〇五〇、五五六
一二十二月	七三、〇七〇六〇、七六〇五〇、〇五六	円	七三、〇七〇六〇、七六〇五〇、〇五六
一三一月	七三、六五〇六〇、八六〇五〇、五五六	円	七三、六五〇六〇、八六〇五〇、五五六
一三二月	七四、二三〇六〇、九六〇五〇、〇五六	円	七四、二三〇六〇、九六〇五〇、〇五六
一三三月	七四、八一〇六〇、〇六〇五〇、五五六	円	七四、八一〇六〇、〇六〇五〇、五五六
一三四月	七五、三九〇六〇、一六〇五〇、〇五六	円	七五、三九〇六〇、一六〇五〇、〇五六
一三五月	七五、九七〇六〇、二六〇五〇、五五六	円	七五、九七〇六〇、二六〇五〇、五五六
一三六月	七六、五五〇六〇、三六〇五〇、〇五六	円	七六、五五〇六〇、三六〇五〇、〇五六
一三七月	七六、一三〇六〇、四六〇五〇、五五六	円	七六、一三〇六〇、四六〇五〇、五五六
一三八月	七六、七一〇六〇、五六〇五〇、〇五六	円	七六、七一〇六〇、五六〇五〇、〇五六
一三九月	七六、二九〇六〇、六六〇五〇、五五六	円	七六、二九〇六〇、六六〇五〇、五五六
一四〇月	七六、八七〇六〇、七六〇五〇、〇五六	円	七六、八七〇六〇、七六〇五〇、〇五六

月	一三九七五、六六〇七三、六二〇六三、八八八
月	一四〇七六、二五〇七四、一八〇六四、四〇八
月	一四一七六、八四〇七四、七四〇六四、九三六
月	一四二七七、四三〇七五、三〇〇六五、四五六
月	一四三七八、〇二〇七五、八六〇六五、九八四
月	一四四七八、六二〇七六、四三〇六六、五二二
月	一四五七九、二二〇七六、九九〇六七、〇四八
月	一四六七九、八二〇七七、五六〇六七、五八四
月	一四七八〇、四二〇七八、一三〇六八、一二〇
月	一四八八一、〇二〇七八、六九〇六八、六六四
月	一四九八一、六二〇七九、二六〇六九、二〇〇
月	一五〇八二、二二〇七九、八三〇六九、七三六
月	一五一八二、八二〇八〇、三九〇七〇、二七二
月	一五二八三、四二〇八〇、九六〇七〇、八一六
月	一五三八四、〇二〇八一、五三〇七一、三五二
月	一五四八四、六二〇八二、〇九〇七一、八八八
月	一五五八五、二二〇八二、六六〇七二、四二四
月	一五六八五、八二〇八三、二三〇七二、九六八
月	一五七八六、四二〇八三、八〇〇七三、五二二
月	一五八八七、〇三〇八四、三七〇七四、〇六四
月	一五九八七、六四〇八四、九四〇七四、六一六
月	一六〇八八、二五〇八五、五一〇七五、一六八

月	一六一八八、八六〇八六、〇八〇七五、七二二
月	一六二八九、四七〇八六、六六〇七六、二六四
月	一六三九〇、〇八〇八七、二三〇七六、八一六
月	一六四九〇、六九〇八七、八〇〇七七、三六八
月	一六五九一、三〇〇八八、三七〇七七、九二二
月	一六六九一、九一〇八八、九四〇七八、四六四
月	一六七九二、五二〇八九、五一〇七九、〇一六
月	一六八九三、一三〇九〇、〇九〇七九、五六八
月	一六九九三、七四〇九〇、六六〇八〇、一二八
月	一七〇九四、三六〇九一、二四〇八〇、六九六
月	一七一九四、九八〇九一、八二〇八一、二五六
月	一七二九五、六〇〇九二、四〇〇八一、八二四
月	一七三九六、二二〇九二、九七〇八二、三八四
月	一七四九六、八四〇九三、五五〇八二、九五二
月	一七五九七、四五〇九四、一三〇八三、五二二
月	一七六九八、〇七〇九四、七一〇八四、〇八〇
月	一七七九八、六九〇九五、二八〇八四、六四〇
月	一七八九九、三一〇九五、八六〇八五、二〇八
月	一七九九九、九三〇九六、四四〇八五、七六八
月	一八〇〇〇、五五〇九七、〇二〇八六、三三六
月	一八一〇一、一七〇九七、六〇〇八六、九二二
月	一八二〇一、八〇〇九八、一九〇八七、四九六

月	一八三一〇二、四三九八、七七〇八八、〇八〇
月	一八四〇三、〇六九九、三六〇八八、六六四
月	一八五〇三、六八九九、九四〇八九、二四八
月	一八六一〇四、三一〇〇〇、五三八九、八三二
月	一八七〇四、九四〇〇一、一二九〇、四一六
月	一八八〇五、五七〇〇一、七〇九一、〇〇〇
月	一八九〇六、一九〇〇二、二九九一、五八四
月	一九〇〇六、八二〇〇二、八七九二、一六八
月	一九一〇七、四五〇〇三、四六九二、七五二
月	一九二〇八、〇八一〇四、〇五九三、三三六
月	一九三〇八、七一〇〇四、六四九三、九二八
月	一九四〇九、三五〇〇五、二三九四、五二八
月	一九五〇九、九九〇〇五、八二九五、一一八
月	一九六〇一〇、六二〇〇六、四二九五、七二八
月	一九七〇一一、二六〇〇七、〇一九六、三二〇
月	一九八〇一一、九〇〇〇七、六〇九六、九二〇
月	一九九〇一二、五三〇〇八、一九九七、五二〇
月	二〇〇〇一二、一七〇〇八、七九九八、一一〇
月	二〇一〇一二、八一〇〇九、三八九八、七二二
月	二〇二〇一二、四四〇〇九、九七九九、三二二
月	二〇三〇一二、〇八〇一〇、五六九九、九二二
月	二〇四〇一二、七二〇一一、一六一〇〇、五一二

月	二〇五〇一六、三六一〇一、七五一〇一、一二
月	二〇六〇一七、〇一一〇二、三五〇一〇、七三
月	二〇七〇一七、六五一一二、九五〇一二、三四
月	二〇八〇一八、三〇一一三、五五〇一二、九六
月	二〇九〇一八、九四一二四、一五〇一三、五六
月	二一〇〇一九、五九一二四、七五一〇四、一八
月	二一一〇二〇、二四一二五、三五〇一四、八〇
月	二一二〇二〇、八八一二五、九五〇一五、四〇
月	二一三〇二一、五三一二六、五五〇一六、〇二
月	二一四〇二二、一七一二七、一五一〇六、六〇
月	二一五〇二二、八二一二七、七五一〇七、一五
月	二一六〇二三、四七一二八、三五〇一七、六九
月	二一七〇二四、一二一二八、九五〇一八、二四
月	二一八〇二四、七八一二九、五五一〇八、七九
月	二一九〇二五、四三一二〇、一六一〇九、三四
月	二二〇〇二六、〇九一二〇、七六一〇九、八九
月	二二一〇二六、七四一二一、三七一一〇、四四
月	二二二〇二七、四〇一二二、九七一一〇、九九
月	二二三〇二八、〇六一二二、五七一一一、五三
月	二二四〇二八、七一一二三、一八一一二、〇九
月	二二五〇二九、三七一二三、七八一一二、六四
月	二二六〇三〇、〇二一二四、三九一一三、一九

一六二月以上一六八月未満	百分の九十二・二五
一六八月以上一七四月未満	百分の九十一
一七四月以上一八〇月未満	百分の九十一・七五
一八〇月以上一八六月未満	百分の九十二・五〇
一八六月以上一九二月未満	百分の九十三・二五
一九二月以上一九八月未満	百分の九十四
一九八月以上二〇四月未満	百分の九十四・七五
二〇四月以上二一〇月未満	百分の九十五・五〇
二一〇月以上二一六月未満	百分の九十六・二五
二一六月以上二二二月未満	百分の九十七
二二二月以上二二八月未満	百分の九十七・七五
二二八月以上二三四月未満	百分の九十八・五〇
二三四月以上二四〇月未満	百分の九十九・二五
二四〇月以上二四六月未満	百分の百
二四六月以上二五二月未満	百分の百・二五
二五二月以上二五八月未満	百分の百・五〇
二五八月以上二六四月未満	百分の百・七五
二六四月以上二七〇月未満	百分の百一
二七〇月以上二七六月未満	百分の百一・二五
二七六月以上二八二月未満	百分の百一・五〇
二八二月以上二八八月未満	百分の百一・七五
二八八月以上二九四月未満	百分の百一
二九四月以上三〇〇月未満	百分の百一・二五
三〇〇月以上三〇六月未満	百分の百二・五〇
三〇六月以上三一二月未満	百分の百二・七五
三一二月以上三一八月未満	百分の百三
三一八月以上三二四月未満	百分の百三・二五
三二四月以上三三〇月未満	百分の百三・五〇
三三〇月以上三三六月未満	百分の百三・七五
三三六月以上三四二月未満	百分の百四
三四二月以上三四八月未満	百分の百四・二五
三四八月以上三五四月未満	百分の百四・五〇
三五四月以上三六〇月未満	百分の百四・七五
三六〇月以上三六六月未満	百分の百五
三六六月以上三七二月未満	百分の百五・二五
三七二月以上三七八月未満	百分の百五・五〇
三七八月以上三八四月未満	百分の百五・七五
三八四月以上三九〇月未満	百分の百六
三九〇月以上三九六月未満	百分の百六・二五
三九六月以上四〇二月未満	百分の百六・五〇
四〇二月以上四〇八月未満	百分の百六・七五
四〇八月以上四一四月未満	百分の百七
四一四月以上四二〇月未満	百分の百七・二五
四二〇月以上四二六月未満	百分の百七・五〇

四二六月以上四三二月未満	百分の百七・七五
四三二月以上四三八月未満	百分の百八
四三八月以上四四四月未満	百分の百八・二五
四四四月以上四五〇月未満	百分の百八・五〇
四五〇月以上四五六月未満	百分の百八・七五
四五六月以上四六二月未満	百分の百九
四六二月以上四六八月未満	百分の百九・二五
四六八月以上四七四月未満	百分の百九・五〇
四七四月以上四八〇月未満	百分の百九・七五
四八〇月以上	百分の百十に、四八〇月を超える六月ごとに百分の〇・二五を加えた割合（百分の百二十を超える場合は百分の百一十）